

学習用タブレット端末等保守業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、令和 7 年度に整備した学習用タブレット端末の故障や不具合に対応するための問い合わせ窓口と保守・サポート体制の運用を目的とする。

2 調達方式

地方自治法施行令第 167 条の 17 及び守口市長期継続契約に関する条例第 2 条第 3 号に基づく長期継続契約

3 契約期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までの 60 か月

4 支払方法

月額払とし、受注者は契約金を月毎の均等割りにして、本市教育委員会の指示に従って請求するものとする。(支払いは毎月 10 日までに前月分を本市教育委員会に請求し、発注者は、前項の請求に係る請求書を受理した日から起算して 30 日以内に保守業務委託料の支払いをおこなう。)

5 対象校

別紙「対象校一覧」のとおり

6 対象端末

令和 7 年度に整備した学習用端末 7,951 台

7 保守サービスの内容詳細

対象機器	端末、端末同梱品（充電ケーブル・電源アダプタ）
保証内容	自然故障、物損（破損、破裂、汚損、水漏れ、水没、天災（地震、噴火、津波を除く））、盗難 ※物損は使用者の故意または重過失に起因すると判断される場合は除く
保証限度額	1 端末あたり 1 回 60,000 円(税込)／無制限（いずれの保証内容についても、1 端末あたりの保証限度額がその都度回復すること）
その他	・ Apple 認定の正規修理店にて修理を行うこと。 ・ 学校および教育委員会から問い合わせを受け付ける修理対応ヘルプデスクを設けていること（メーカー保証期間中の自然故障に関しても、窓口にて修理受付が可能であること）。 ・ 修理受付に伴う集荷手配、返却の送料はすべて保証に含めること。

	・修理上限金額内の修理であれば回数の制限なしで、修理もしくは代替品との交換が可能なこと。また、修理不能な故障や同一の製品、部品が調達できない場合には、代替品の提供があること。 ・学校教職員及び教育委員会の職員から電話または Web フォームでの受付を行うこと（受付時間 10：00～18：00、ただし、土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く）。 ・受付後、学校現地まで機器引取りを行うこと。 ・引取り後、修理に必要な日数を依頼した学校教職員又は教育委員会の職員に伝えること。 ・機器修理後、本市で運用する MDM（mobiconnect for Education）を利用し、導入時設定までのキッティング作業を行うこと。 ・テプラ等の貼付が必要な場合、貼付作業も実施したうえで配送すること。 ・当該の学校まで機器返却を行うこと。
--	--

(別紙) 対象校一覧

No.	学校名	住所
1	守口市立守口小学校	〒570-0095 大阪府守口市八島町 13-40
2	守口市立庭窪小学校	〒570-0002 大阪府守口市佐太中町 1-6-10
3	守口市立八雲小学校	〒570-0006 大阪府守口市八雲西 4-31-31
4	守口市立錦小学校	〒570-0042 大阪府守口市寺方錦通 2-8-45
5	守口市立金田小学校	〒570-0011 大阪府守口市金田町 3-11-11
6	守口市立梶小学校	〒570-0015 大阪府守口市梶町 4-79-12
7	守口市立藤田小学校	〒570-0014 大阪府守口市藤田町 1-58-18
8	守口市立八雲東小学校	〒570-0021 大阪府守口市八雲東町 2-77-7
9	守口市立佐太小学校	〒570-0002 大阪府守口市佐太中町 6-11-51
10	守口市立よつば小学校	〒570-0012 大阪府守口市大久保町 2-17-26
11	守口市立さくら小学校	〒570-0035 大阪府守口市東光町 2 - 1-4
12	守口市立寺方南小学校	〒570-0047 大阪府守口市寺方元町 4-1-45
13	守口市立第一中学校	〒570-0086 大阪府守口市竹町 12-29
14	守口市立庭窪中学校	〒570-0002 大阪府守口市佐太中町 4-1-7
15	守口市立八雲中学校	〒570-0006 大阪府守口市八雲西 3-5-21
16	守口市立梶中学校	〒570-0015 大阪府守口市梶町 4-28-5
17	守口市立大久保中学校	〒570-0012 大阪府守口市大久保町 4-23-46
18	守口市立錦中学校	〒570-0043 大阪府守口市南寺方東通 4-1-31
19	守口市立樟風中学校	〒570-0074 大阪府守口市西郷通 3-14-60
20	守口市立さつき学園	〒570-0055 大阪府守口市春日町 13-26
21	守口市教育委員会	〒570-0083 大阪府守口市京阪本通 2-5-5

※八雲小学校及び八雲中学校は統合予定